

### SNS等を利用した情報発信にあたっての注意

FacebookやInstagram、TwitterやLINEなどのSNS、あるいはその他の手段・媒体を利用して情報を発信する際は、「違法または不当な行為・情報に関すること」や「人種・思想等の差別に関すること」「他者や組織・団体の誹謗中傷に関すること」「自身または他者の個人情報やプライバシーに関すること」等に関する情報を発信することのないよう、十分に注意してください。具体的には、

■サークルの飲み会の様子をSNSにアップしたら、未成年の後輩も写っていた。

⇒ 飲酒してなくても、周囲からは「飲んだ=違法行為」と思われますので、不用意にアップすることがないようにしましょう。

■友人とケンカし、イライラしたので匿名アカウントを使って友人の悪口を書き込んだ。

⇒ SNS上であっても、一般社会と同じく他者を誹謗中傷することは許されません。IPアドレス等から発信者である個人を特定され、人権侵害とみなされて名誉毀損罪や侮辱罪に問われることがあります。「匿名だから」と不用意に非常識な発言や過激な発言をすることはやめましょう。

■高校時代の部活動の写真をSNSにアップしたら、当時の部員仲間から「勝手に顔が写った写真をあげた」と怒られてトラブルになった。

⇒ 「名前を出したわけでもないし・・・」という考えは危険です。SNSでは前後の発言の内容や、SNS上の友人同士のつながりから写真の人物を特定されることもあります。写真も個人情報にあたるという認識を持ち、もしアップするのであれば事前に当人の了解を取ることが大切です。またスマホで撮った写真をアップすると、その写真に記録された位置情報から発信者の居場所（自宅等）を特定されることにもつながりますので、十分に気をつけましょう。

■非公開でつぶやいた内容が、知らずに拡散していた。

⇒ 公開したくないという気持ちから、SNS上の「友人」しか見ることができない仕様にしていたとしても、その「友人」があなたの発言を拡散してしまうことも考えられます。「友人」を信用しているあなたの気持ちはとても素敵ですが、SNS上に匿名や非公開は存在しないと理解することが非常に大切です。

■新型コロナウイルス感染者個人の名前や行動を特定し、SNSに投稿した。

⇒ 本学の学生・教職員に対してはもちろん、学外の友人・知人等についても、新型コロナウイルスに感染した者に対して個人を特定することや感染した事実を誹謗・中傷すること、およびそのような情報をSNS等を通じて発信することは法律により禁止されています。

偏見や差別は決して許されません。

このように大学生として、社会人として、一般社会と同様にルールを守って楽しむことが大切です。不用意な発言や行動で、皆さん自身ばかりか周囲の友人や家族に影響を及ぼすことがないように注意してください。なお本学の学則や規則、および学生としての本分に反する行為等、情報倫理に反する行為を行った場合は、退学や停学等の懲戒処分の対象となります。